

第16回レクシア知財セミナー
技術流出を防ぐための

営業秘密管理体制の整備と製法特許の活用法 —重要な技術情報の管理がおろそかになっていませんか？—

2013年2月13日(水) 13:30~16:45 中之島インテス 10階会議室

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

近年、企業の技術情報の流出が問題となっており、大型の訴訟事件にいたる国際的な紛争が勃発するなど営業秘密の保護のあり方が注目されています。そこで、今年の第1回目のレクシアセミナーでは、営業秘密の保護に関して、お話しをさせていただきます。

我が国の法制では、ノウハウとして管理されている技術情報は不正競争防止法によって保護されますが、不正競争防止法による保護を受けるためには、情報がきちんとした形で、秘密管理されていることが必須であり、そのためには、会社内できちんとした営業秘密管理体制を設けていることが大切になります。また、製造方法に関しては、ノウハウとして秘匿する方法のほか、特許権による保護を受けることも可能であるため、その保護の実効性や限界を十分に理解した上で、特許出願をするか、ノウハウとして秘匿するかを決定し、真に効果的な保護のあり方を考えていく必要もあります。

本セミナーでは、レクシアの代表パートナーである山田威一郎弁護士と立花顕治弁理士が、弁護士と弁理士の双方の視点で、技術情報を効果的に保護するための方法を徹底的に探究していきたいと思っております。皆さまのご参加を、心よりお待ちしております。

謹白

セミナーのお申込みについて

【開催日・申込締切日】

2013年2月13日(水) / 2013年2月6日(水) 申込締切

【セミナー申込方法】

別紙下段の申込書に必要事項をご記入の上、レクシア特許法律事務所宛に FAX にてご返信ください。

弊所の受信に代えて、受付完了といたします。参加者欄が足りない場合は、適宜別紙にご記入のうえあわせてお送りください。なお、1社あたりの参加者の限定数はありません。但し、定員超過にいたった際は、大変恐縮ながら締切日を待たずにお断りする場合がございますことを、あらかじめご了承ください。

【会場案内】

セミナー会場：中之島インテス 10階 101 会議室 (定員 120 名)

【アクセス】

- ・京阪中之島線「中之島駅」から徒歩約3分
- ・地下鉄中央線又は千日前線「阿波座駅」から徒歩約10分

詳細は下記 URL をご参照下さい。

<http://www.lexia-ip.jp/access.html>

【参加料】 無料(企業の知財関係者対象)

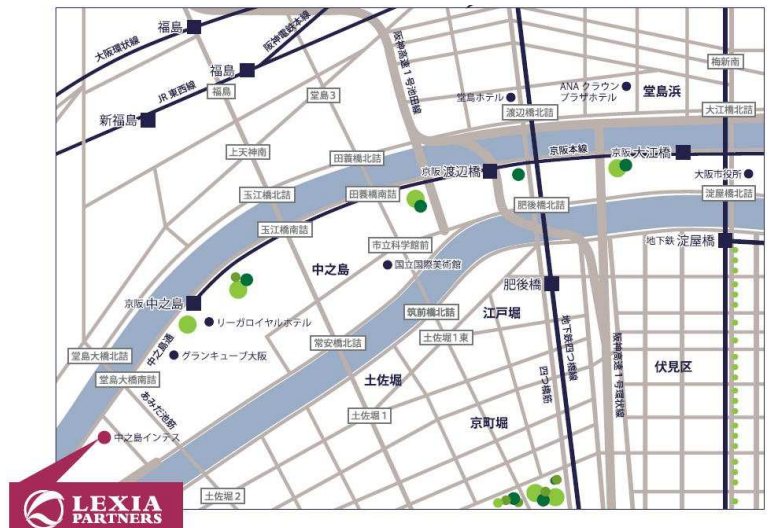
【お問合せ】

レクシア特許法律事務所

TEL : 06-6448-7777 FAX : 06-6448-7766

〒530-0005 大阪市北区中之島 6-2-40

中之島インテス 21 階



技術流出を防ぐための

営業秘密管理体制の整備と製法特許の活用法

—重要な技術情報の管理がおろそかになっていませんか？

2013年2月13日（水）13:30~16:45 中之島インテス 10階会議室

講師：山田威一郎、立花顕治（レクシア特許法律事務所 代表パートナー）

第1部 不正競争防止法による営業秘密の保護と営業秘密管理体制の整備（13:30-15:00）

我が国の法制では、営業秘密として管理されている技術情報は不正競争防止法によって保護されますが、不正競争防止法による保護を受けるためには、情報が十分に秘密管理されていることが必須であり、きちんとした営業秘密管理体制を設けていることが大切になります。そこで、第1部では、近時の裁判例をもとに、不正競争防止法上、営業秘密が法的に保護されるための要件を説明した上で、講師の経験をもとに、企業の中で営業秘密の管理体制を構築していくための具体的な手法についてお話しをさせていただきます。また、裁判で問題となることが多い退職時の競業禁止契約の有効性等の法的問題についてもご説明をさせていただきます。

第2部 先使用権の要件と立証準備のための手法（15:45-16:15）

製造技術をノウハウとして秘匿する場合、第三者が同種の技術に関して特許を取得してしまった場合に備え、先使用権の立証準備をしておくことも必須となります。そこで、第2部では、先使用権に関する裁判例を踏まえ、先使用権の立証の手法についてご説明をさせていただきます。

第3部 製法特許の活用法とその限界（16:15-16:45）

製造方法に関しては、特許権による保護を受けることも可能ですが、一般的に、製法に関しては、侵害行為の立証が困難であるため、特許を取得しても効果は薄いと言われています。この考え方にはある意味合理的な考え方ではありますが、裁判上の手続をうまく利用することで、製法特許に関しても、一定の範囲で権利行使の余地は残されています。そこで、第3部では、日本の訴訟手続における文書提出命令や生産方法の推定規定等の活用や米国でのディスカバリーの活用などを考慮した製法特許の保護の可能性と限界についてご説明させていただきたいと思っております。

レクシア特許法律事務所 行き

このまま FAX にてご返信ください

FAX：06-6448-7766

< 第16回 LEXIA 知財セミナー 参加申込書 >

会社名		紹介者	《ご紹介を受けられた場合にのみご記入下さい》
住所	定員に達しましたので、		
TEL	応募を締め切りました		
参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]	FAX 参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]